

委託処理契約

再資源化装置による廃棄物処理及びリサイクルプラント

■ 委託処理契約までのプロセスと受託者及びメーカーの対応

● 委託者（地方公共自治体）よりプラントの見学もしくは引合等が発生した場合

- (1) 委託処理契約の提案書の作成・配布
委託者の現状のゴミ処理状況等事前に詳細を確認の上、委託者向けの委託処理契約提案書を作成し、見学時に議会提出用として配布し、営業の迅速化を図ります。
- (2) 委託処理についての質疑・説明会
委託者の見学時に説明会及び質疑を受けるが、技術説明及び提案事項等の質疑応答については、メーカー及び受託者が行うことを基本とし、その後の対応については、メーカー及び受託者が協議の上、委託者に対して技術的・営業的な補足をを行い、早期の成約を目指します。

※委託処理契約の前提となる議会での技術的質疑に関してはメーカー側の対応とし、委託処理費等営業的な質疑に関しては受託者側にて対応することを基本とします。

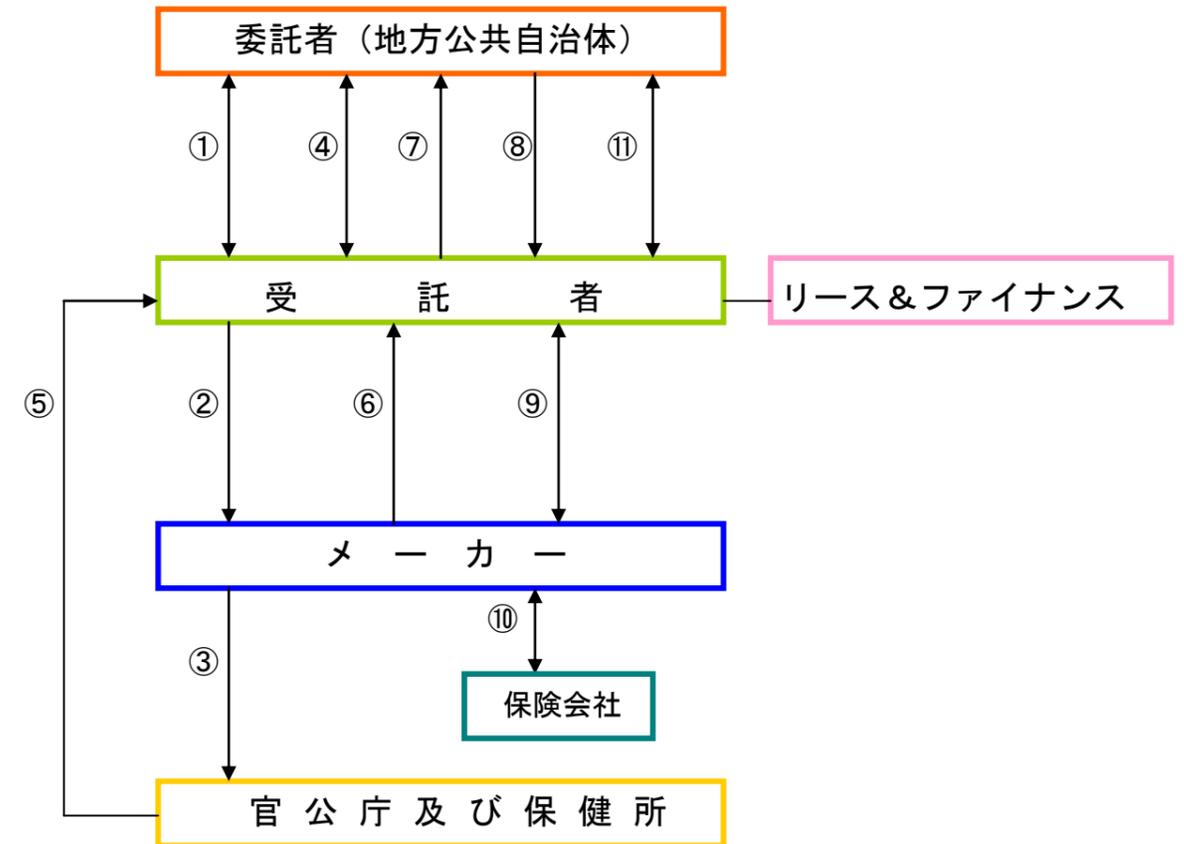
● 委託処理契約が取り交わされる場合

基本的に契約の当事者は、委託者と受託者の二者間とするが、委託者の要望によりメーカーが参加し、三者契約となることも想定されます。

■ 委託処理契約締結後の土木・建築・プラント製作等

本契約履行のための土木・建築及びプラント製作等については、受託者及びメーカーにて協議の上、委託処理契約に支障のないように各工事及びプラント製作等を完成させ、受託業務を開始します。

■ 委託処理契約から施設の運営管理までの基本的な業務の流れ



①	委託処理契約（契約期間15年）	⑥	プラント納入及び技術研修
②	プラント発注	⑦	委託処理業務開始
③	官公庁及び保健所等への 特定施設設置届出事務代行	⑧	委託処理費
		⑨	メンテナンス契約
④	建築確認申請手続き	⑩	機械保険及び利益保険等の加入契約
⑤	一般廃棄物処理業務許可書	⑪	委託処理費更新手続き （通常2年毎の更新）

委託システム

再資源化装置による一般廃棄物処理（地方公共自治体向け）

委託処理

再資源化装置による廃棄物処理及びリサイクルプラントは、委託処理契約の形でもご利用できます。

■ 基本事項

●委託者側のご負担及び協力事項

- (1) 委託処理費用として1トン当り相当費用を受託業者にお支払いいただきます。
- (2) 当該施設設置のために必要とする適正な公有地を受託者に無償貸与下さい。
- (3) 委託者は、一般廃棄物（可燃物・不燃物・粗大ゴミ・焼却残渣・他）を当該施設まで無償にて搬入願います。
- (4) 当該施設にて適正処理された炭素等の所有・保管は委託者及び受託者との協議の上決定させていただきます。

●受託者側の負担及び義務事項

- (1) 委託者側と取り決めた処理量及び適正なる処理方法に基づき、充分なる環境保全対策を備えた処理施設を指定された場所内に設置します。
- (2) 当該施設の一般管理維持経費については、すべて委託処理費用のなかで運営致します。
- (3) 本施設が万一所定の適正なる処理及び能力等その他重大なる問題が発生したと認められた時は、委託者と協議の上、受託者で責任をもって速やかに対応致します。

■ 委託処理契約のメリット

- (1) 委託開始から15年間に渡り、維持管理費が不要。
- (2) 補助金の申請から起債までの事務手続き等が不要。
- (3) 処理施設運営に係る人事等が不要。

総合補償

再資源化装置による廃棄物処理及びリサイクルプラントには、下記の内容の保険契約が適用されます。

■ 機械保険

予測できない突発的な機械的・電気的事故による修理費・臨時支出費用および壊された機械の廃棄等に要する残存物の取りかたづけ費用をお支払いする保険です。

例えば次のような損害が保険金お支払いの対象となります。

- 従業員や第三者の操作ミス・過失などによる事故
 - ショート、スパーク、過電流などの電気的事故
 - 設計、材質、製作、組立の欠陥による事故など
- ただし、火災、盗難や腐食、さび、日常の使用もしくは運転に伴う磨耗等により生じた損害は、保険金のお支払いの対象となりません。

■ 機械利益保険

機械設備に機械保険で保険金お支払いの対象となる事故が発生し、その結果、生産が減少・休止に至った際に生じた損失をお支払いします。生産高から変動費を差し引いた部分に生じた損失を対象とします。

■ 普通火災保険

建物・機械が、次の事故による損害を補償します。

- 火災、落雷、破裂、爆発、航空機の墜落、車両の衝突、給排水設備の事故による水濡れ等、騒じょう等、または労働争議に伴う暴力・破壊行為、風災、ひょう災、雪災。

■ 企業費用・利益総合保険

機械が偶然の事故により損害を被った場合の休業損失をお支払いする保険です。

次に掲げる事由によって生じた休業損失がお支払いの対象となります。

- 火災、破裂、爆発、落雷、他物の衝突、台風・暴風雨等の風災、ひょう災、雪災等